

令和2年7月13日

鹿児島市交通事業管理者

白石 貴雄殿

GLOBAL UNION（認証番号101）

首都圏青年ユニオン連合会

福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員



令和2年7月6日付け回答書に対する回答

貴殿からの令和2年7月6日付け「回答書」（以下「回答書」といいます）に対し、以下の通り回答させていただきます。

まず、貴殿が主張する「地方公営企業の労働関係に関する法律に則った適法な労働組合」というのは、具体的に何を意味しておりますでしょうか。ご存知の通り、同法第4条においては職員に関する労働関係においては労働組合法が適用されることが明記されており、また、同法の一般法に位置づけられる地方公営企業法第39条においても労働組合法を除外する地方公務員法58条を適用しないことが明記されております。すなわち、貴殿が主張される「地方公営企業の労働関係に関する法律に則った適法な労働組合」は存在せず、貴殿との関係で存在しうるのは労働組合法に則った労働組合のみです。

次に、そもそも労働組合法で定める労働組合であるためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- 労働者が主体となって組織すること
- 労働者が自ら進んで結成すること
- 労働条件の維持・改善を主目的とすること
- 組合規約に必要な取り決め事項を含むこと

貴殿は、これらの労働者の内心に係ることと組合の内部に係ることをどのような方法で確認されたいのでしょうか。

最後に、貴殿が主張している、当組合が地方公営企業の労働関係に関する法律に則った、適法な労働組合であることを示さなければならない根拠をお示してください。

以上